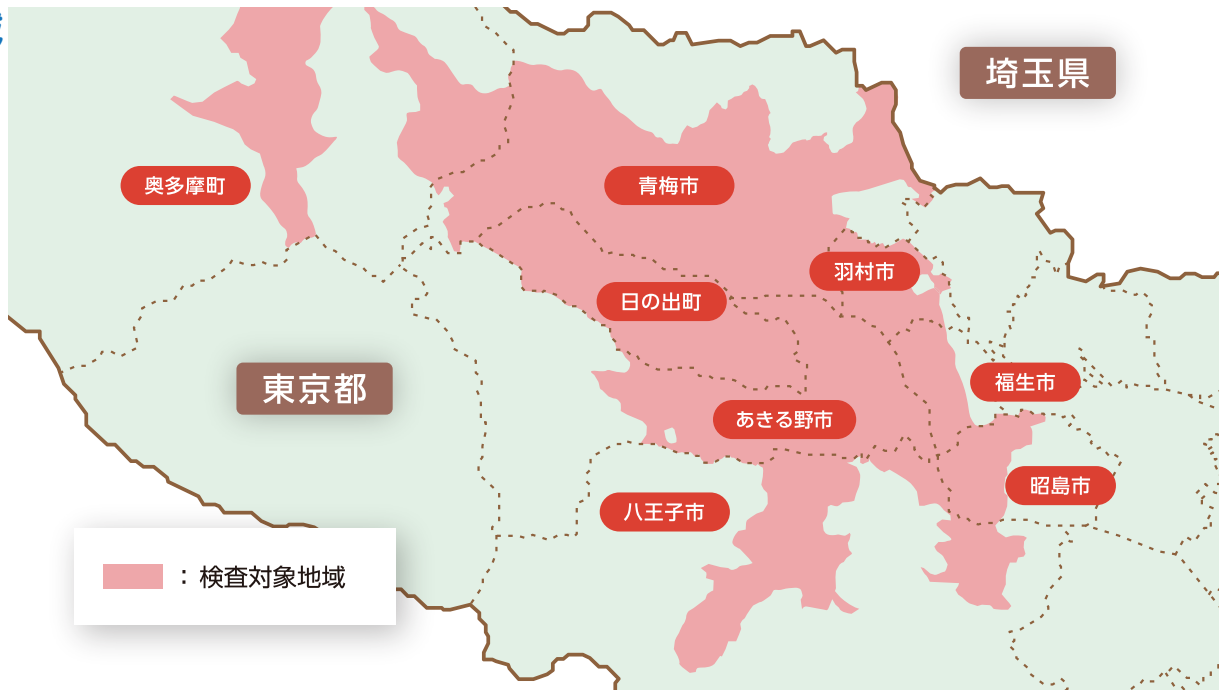


検査対象地域
(東京都)



昭島市	田中町(※)、拝島町、松原町、緑町、美堀町 ※JR 青梅線以南の地域に限る。
あきる野市	以下の字を除くすべての地域 小川東、乙津、小中野、小峰台、小和田、戸倉、二宮東、平沢東、深沢、養沢
青梅市	以下の字を除くすべての地域 小曾木、木野下、新町、末広町、富岡、成木、御岳山
八王子市	宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上巻分方町、川口町、久保山町、 左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、式分方町、 丸山町
羽村市	小作台、川崎(※)、五ノ神(※)、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、 羽西、羽東、緑ヶ丘 ※都道 249 号線以西の地域に限る。
福生市	牛浜、大字熊川(※)、大字福生(※※) 加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園、 武蔵野台 ※国道 16 号線以东で都道 7 号線以北の地域を除く。 ※※国道 16 号線以东の地域並びに 1846 番～1865 番まで、1958 番～1974 番まで、 1981 番、1984 番～1990 番までを除く。
奥多摩町	梅澤、川井、小丹波、丹三郎、氷川
日の出町	全 域
東久留米市 小平市 西東京市 東大和市	過去に感染樹が確認された地点から半径 500m 範囲内の対象地域 ★詳しくはお問い合わせください

お問い合わせ	苗木等検査の 検査・調査・申請に 関すること	東京都農業振興事務所 振興課 特別防除対策担当 ☎ 042-548-4881 (平日 9:00～17:00) 〒190-0022 東京都立川市錦町 3-12-11
	PPV の法令に 関すること	農林水産省 横浜植物防疫所 業務部 国内検疫担当 ☎ 045-285-7135 (平日 9:00～17:00) 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

ウメ・モモ等の苗木栽培、盆栽の販売をお考えの方へ

ウメ・モモ等の苗木検査を実施しています

ウメ輪紋ウイルス (PPV) に感染した苗木が流通しないよう



ウメの葉の症状



ウメの葉の症状



ウメの花弁の症状

※植物防疫所提供
無断転載を禁ずる

東京都農業振興事務所 特別防除対策担当

検索



ウメ輪紋ウイルス
(Plum Pox Virus)
とは

こんな時
苗木等検査の
申請が必要です

検査の流れ

対象となる植物

アブラムシ防除の
お願い

PPV 苗木等検査

ウメ輪紋ウイルス (Plum Pox Virus) とは

PPV は、ウメやモモなどのサクラ属植物に感染する植物ウイルスです。
アブラムシにより媒介されるほか、穂木や苗木で感染が広がります。果実は感染経路にはなりません。
人や動物に感染することはなく、感染している樹の果実を食べても健康に影響はありません。
PPV は樹が感染すると今のところ治療方法がありません。

PPV に感染した症状



ウメの葉



ウメの葉



ウメの花弁

※植物防疫所提供

PPV に感染した苗木が流通しないよう“苗木の検査制度”を導入

検査対象地域内のウメ、モモなどの植物を検査対象地域外に移動する場合、
又は地域内のホームセンターや造園業者などに移動する場合は、検査が必要です。
園地検査の 30 日前までに申請してください。

※検査対象地域については裏面をご覧ください



これは対象外

- ・検査対象地域内を移動する場合（対象地域内のホームセンター、造園業者等へ移動（販売・譲渡等）する場合を除く）
- ・ホームセンターや造園業者から移動（販売・譲渡等）する場合
- ・11 月 1 日から翌年 2 月末までの期間に検査対象地域の外から持ち込まれた苗木等を、この期間内に移動（販売・譲渡等）する場合

検査の流れ

1 申請

苗木等の移動を予定している方は、東京都（農業振興事務所）に申請します。
申請方法については、苗木等の種類によって異なりますので、農業振興事務所にご連絡ください。

2 園地検査

目視検査を行います。
精密検定のため、葉を採取することがあります。

3 精密検定

精密検定が必要と判断された場合は、遺伝子検定などで PPV 感染の有無を確認します。



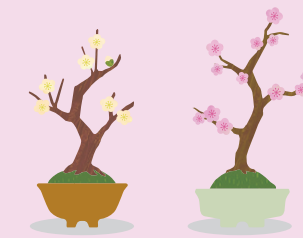
4 結果通知

園地検査・精密検定で PPV に感染していない旨の通知を受けた園地では、苗木等を移動できます。

対象となる植物

ウメ、モモ、スモモ、アンズ、プルーンなどサクラ属植物（サクラ節を除く）の苗木、母樹、盆栽類

※観賞用の切り枝、切り花は対象ではありません



アブラムシ防除のお願い

PPV はアブラムシにより媒介されます。
PPV が侵入・まん延しないように、**翅があるアブラムシ（有翅アブラムシ）が発生する春期・秋期の防除**を徹底するようお願いします。
アブラムシの防除には、対象樹の薬剤散布だけでなく、周辺の除草も有効です。

作物によって使用できる農薬が定められています。必ず確認してから購入しましょう。

アブラムシを防除する際の注意

薬剤防除を行う際には、必ずラベルを確認して正しい使用方法で実施しましょう。（農薬取締法の遵守）

アブラムシが薬剤抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用は避けましょう。

農薬を散布する際は、飛散防止対策を講じましょう。

※ 東京都病虫害防除所が公開している『病虫害防除指針（オンライン版）』にて作物ごとの使用可能農薬を確認できます。

東京都病虫害防除所

検索